

進路相談員だよ

第11号 (卒業生向け)
令和8年2月18日発行
北海道教育庁根室教育局

卒業おめでとうございます!!

高校3年間もあっという間に過ぎて、皆さんはまた新しい門出を迎えます。高校生活で得たものを今後の生活に活かして、輝かしい将来となることを祈念いたします。

皆さんは、進学、就職にかかわらず今の学校やこれから進む学校を卒業したら社会人となり、仕事に就くこととなるでしょう。



皆さんがこれから就職して働くとき、知っておく必要があります、かつ、守らなければならないルールがあります。

それは、就職する際に結ぶ「労働契約」や「会社の就業規則」です。

(1)「労働契約」(「雇用契約」ともいう)とは、働く人と会社(企業、事業主)との間で結ぶ労働条件の約束のことです。

その会社で働く人とその会社が、ある条件の下で、「働きます」、「雇います」という約束をすると、「労働(雇用)契約」を結んだこととなります。

※ 契約は、口頭でも成立しますが、後で「言った」、「言わない」ということにならないために、「文書化」しておくこと(書面でもらうこと)が大切です。

(2)皆さんが、これから社会人となって働くとき、自分がどのような条件で働くのか、必ず確認しよう。(アルバイトをする場合も同じです。)

※ 働くときには「労働条件通知書」を受取ろう。

(3)「労働条件通知書」に明示しなければならない7項目。

①いつからいつまで働くのか(契約期間)。

②契約期間が決まっている場合は更新の基準。

③仕事をする場所・仕事の内容。

④仕事の始めと終わりの時間。

残業はあるのか。

休憩時間は何時から何時までか。

休日はいつか、休暇は何日とれるのか。

⑤給料はどのように決まり、どのように支払われるのか。

(賃金の決定、計算と支払いの方法、支払いの時期など)

⑥退職するとき、解雇されるときに決まりはどうなっているのか。

⑦昇給に関する事。

※ ①~⑥は書面で明示、⑦は口頭でもよい。

(4)職場のルール(就業規則)を知っておこう!

①「就業規則」とは、会社の労働条件や決まり事を細かく定めたルール。

②常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む)を雇っている会社は就業規則を作成することとなっている。

③会社は、就業規則を常に見やすいところに掲示したり、備え付けるなど、労働者に周知する必要がある、労働者はいつでも見ることができる。

④就業規則に必ず記載しなければならない事項。

・始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに交代制の場合は就業時転換に関する事項。

・賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払い時期並びに昇給に関する事項。

・退職に関する事項(解雇の事由を含む)。



※今回紹介したのは、「労働法」の一部です。皆さんが生きがい・やりがいをもって働くことができるよう、働く人を守るための法律です。働き始める前やアルバイトをするときには、働くルールである労働法を知っておくことが大切です。